

社会福祉法人南陽市社会福祉協議会
地域介護予防活動支援事業「高齢者地域サロン」実施要綱

(目的)

第1条 高齢者が住み慣れた地域において自立した生活を継続するために、介護予防の視点から、その心身機能の維持向上のための機会や、閉じこもり予防のための気軽に集まれる交流の場を地域住民が主体となってつくり、相互交流の促進を図ることによって要介護状態になることを予防し、加えて地域の支え合いの力を高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「高齢者地域サロン（以下、「サロン」という）」とは、住民が主体的に企画・運営に取り組む活動であり、身近な地域において、高齢者をはじめ全ての地域住民の誰もが自由に参加できる仲間づくりの場とする。

(サロンの内容)

第3条 サロンの内容は概ね次の通りとする

(1) 対象者

原則として65歳以上の高齢者や引きこもりがちな人及びその支援者。

(2) 人数

地域の規模や会場にもよるが10～20人が望ましい。

(3) 実施場所

その地域の利用者が自力で参加することができる範囲の公的施設や集会所等とする。

(4) 実施回数

原則として2ヶ月に1回以上（年6回以上）。

(5) 内容

支援者や地域の住民が参加者と一体となって運営し、誰もが気軽に参加できる内容（体操・健康チェック・談話・レクリエーション・会食・喫茶・健康講話・教養講座など）で実施され、特定の趣味活動や習い事などを行うことが主目的ではないこと。また、仲間内だけの閉鎖的な集まりにならないこと。

(6) その他

①通常のサロン活動に、専門職による介護予防講座を1回以上は必ず取り入れること。

※専門職への講師依頼に関しては南陽市社会福祉協議会(以下「市社協」という)が調整を行う

②地域住民へ幅広く周知・募集し支援者や参加者を募ること。

③毎年、社会福祉協議会主催の『サロン支援者研修会』にサロン構成員1名以上が参加すること。

(諸経費の助成)

第4条 サロンへの参加促進、介護予防に資する活動の促進を図るために登録会員数に応じて次の金額を上限に活動費を助成する。(要介護認定を受け介護保険サービスを利用されている方は対象外)

登録人数10名以下・・・10,000円

登録人数11人以上・・・20,000円

2 講師依頼した場合の謝礼・・・上限5,000円(年2回まで)

(市社協を介さずに直接、講師に依頼し事後報告されたものに関しては講師謝礼の助成を行わない)

3 活動助成金は、年度内の事業を対象とし、対象経費としては別表1に定めるものとする。

(サロンの登録)

第5条 サロンとして市社協に登録しようとする団体は、事業計画書(様式1)、予算書(様式3)及びサロン名簿(様式5)を市社協に届け出るものとする。

2 提出期間は、当該年度の指定日までとする。

3 市社協で前号の届出書類を事業に適合するか審査し、助成の可否について申請者に連絡をする。

4 適当であると認められたサロンに対し、助成を受ける際の連絡を行う。

(実績報告等)

第6条 助成金の交付を受けたサロンは、当該年度の事業完了後速やかに、市社協会長に事業報告書(様式2)及び決算書(様式4)を提出するものとする。

2 提出期間は、当該年度の事業終了から翌年度指定日までとする。

(サロンへの活動支援)

第7条 市社協は登録したサロンに対して次の支援を行う

(1) 活動助成金の交付

(2) 介護予防事業の講師・指導者の紹介

(3) 運営方法・実施内容に関する相談援助

(4) 必要な備品の貸出

(5) 交流会(情報交換・研修等)の開催

(個人情報の保護)

第8条 サロン活動にかかる事務を処理するため知り得た個人情報の取り扱いについては、本人の同意なく必要とされる範囲を超えて第三者に漏洩してはならない。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は令和6年4月1日から実施する

南陽市地域介護予防活動支援事業「高齢者地域サロン」活動助成対象経費

1. 対象とする経費：介護予防と健康増進のために活用される経費

項目	助成対象経費 具体例
活動報酬費	講師・指導者などに対する協力へのお礼（講師旅費を含む）
会場使用料	事業を実施するための会場使用料等
修繕費	活動場所の整備など
備品費	事業をするために必要な備品（例：ゲーム用品、ポット、食器等）
需要費	事務用品・事業用消耗品（材料費）事業に係る切手・電話代等 活動事業に必要な肥料・苗・用具等 勉強（健康食づくり）のための調理実習の食材料費
燃料費	事業の実施に必要な燃料費
印刷製本費	資料やチラシ作成費等
水道光熱費	電気、ガス、水道代（例：公民館冷暖房費）
貸借料	事業を実施するための会場使用料や機器の借上げ料等
その他	事業の実施に必要なであると特に社協会長が認めたもの

※対象経費については、サロン事業に係るものとする。

2. 対象とならない経費：介護予防や健康増進ではなく娯楽・遊興的要素が強いもの

項目	助成対象とならない経費 具体例
活動報酬費	主催関係者への謝金等
旅費	参加者旅費・宿泊費
使用料及び貸借料	参加者の入湯料・観覧料・宿泊施設利用料等 観光目的のためのバス借り上げ等（娯乐的な要素が強い経費）
会議費	参加者の飲食代（お茶菓子・お茶代・お弁当等） 参加者の慶弔に関する経費
消耗品費	参加者への景品やプレゼント

※参加者の入湯料・観覧料・宿泊施設利用については、参加者の会費等（自己負担）にて使用することができる。飲食代や慶弔に関する経費も同様である。